



環境省

# 地域の脱炭素の取組みについて

2021年9月7日

環境省中部地方環境事務所



1. 脱炭素先行地域について
2. 国・地方脱炭素実現会議について
3. 改正温対法について

---

# 1. 脱炭素先行地域について

---

# 脱炭素先行地域について

地域の脱炭素の取組に対して、**今後の5年間に**政策を総動員し  
**人材・技術・情報・資金を積極支援**します！

## 1) 先行して脱炭素を実現する地域を積極支援（**脱炭素先行地域**）

- 少なくとも**100か所の脱炭素先行地域**で、2025年度までに脱炭素実現の道筋をつけ、**2030年度までに脱炭素を達成**

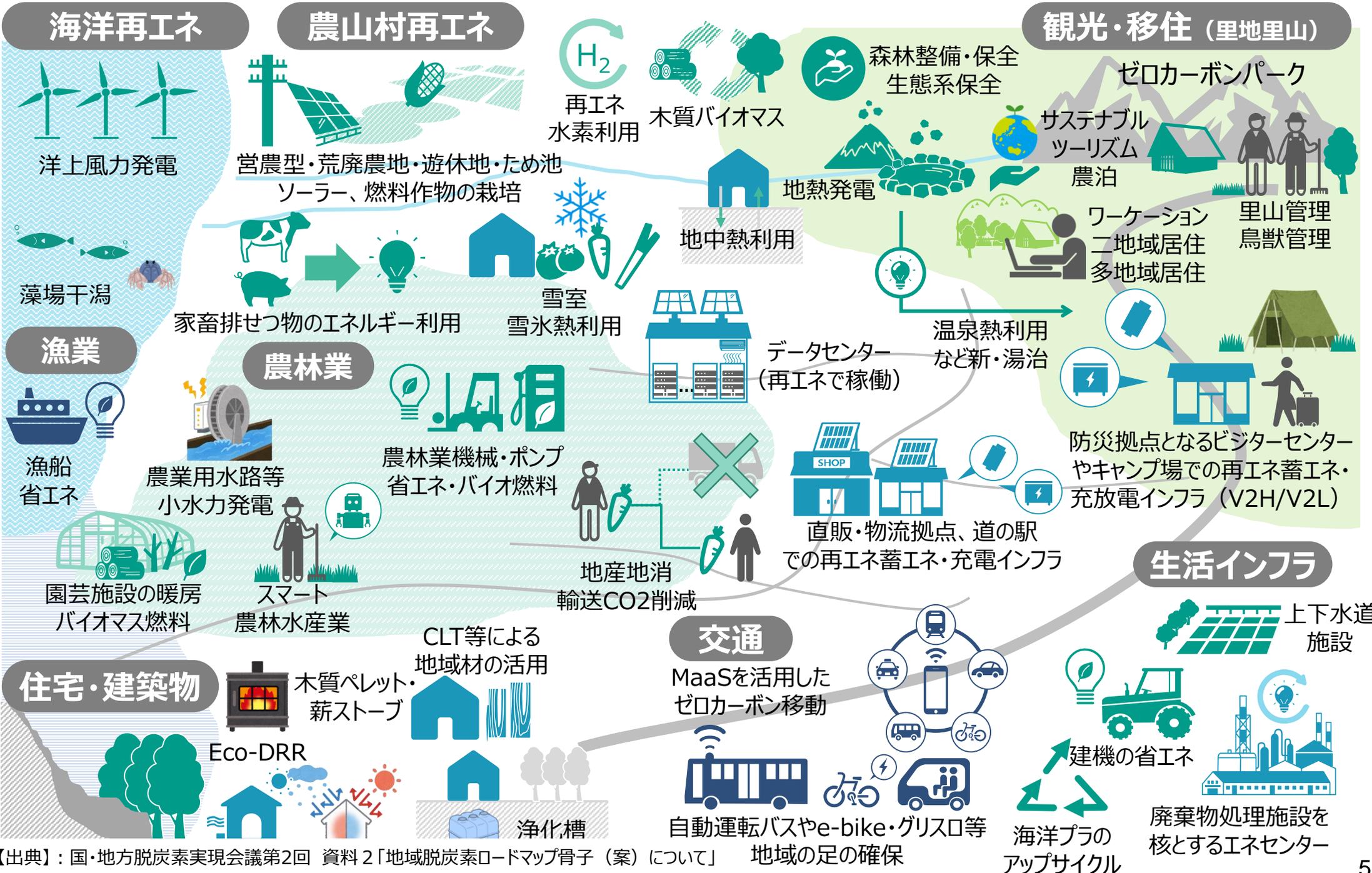
※民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロまで削減。また、運輸部門や燃料・熱利用等についても、国全体の削減目標と整合するレベルに削減

## 2) 全国で、脱炭素の基盤となる重点対策を積極支援（各地の創意工夫を横展開）

- |   |                                |
|---|--------------------------------|
| ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電                            | ⑤ゼロカーボン・ドライブ（再エネ電力EV/PHEV/FCV） |
| ②地域共生・地域裨益型再エネの立地                             | ⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行          |
| ③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導 | ⑦コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり |
| ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上                             | ⑧食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立         |

# 脱炭素先行地域の暮らし・営みのイメージ【農山漁村】

※適用可能な最新技術を、各地域の多様な実情に応じて選択しつつ活用し、2025～30年に実現を目指すもの



【出典】：国・地方脱炭素実現会議第2回 資料2「地域脱炭素ロードマップ骨子（案）について」 地域の足の確保

# 脱炭素先行地域の暮らし・営みのイメージ【都市部の街区】

※適用可能な最新技術を、各地域の多様な実情に応じて選択しつつ活用し、2025～30年に実現を目指すもの

## 交通



## 都市マネジメント



## 地域内エネマネ



スマート技術（AI・ビッグデータ）を活用し、  
エネルギー融通一括管理・全体最適化



高効率電気機器やヒートポンプ給湯器等  
マルチエネルギーシステム活用（蓄電・調整・貯蔵）

## 住宅・建築物



## 消費



【出典】：国・地方脱炭素実現会議第2回 資料2「地域脱炭素ロードマップ骨子（案）について」

- ・ ゼロカーボンシティを目指す地方公共団体に対し、情報基盤整備、計画等策定支援、設備等導入を**一気通貫で支援**
- ・ 地域における温室効果ガスの大幅削減と、地域経済循環の拡大(地域に裨益する形での再エネ事業の推進)、レジリエンス向上を同時実現

## <ゼロカーボンシティ再エネ強化支援パッケージ> ( ( ) 内は令和2年度予算額)

- |  |                   |
|--|-------------------|
| ① ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業【エネ特】                            | 8億円               |
| ② <b>再エネの最大限導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業【エネ特】</b> | 12億円              |
|  | ※令和2年度3次補正予算 25億円 |
| ③ 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業【エネ特】           | 50億円              |
|  | ※令和2年度3次補正予算 55億円 |
| ④ 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業【エネ特】                                  | 80億円 (80億円)       |
|  | ※令和2年度3次補正予算 40億円 |
| ⑤ PPA 活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業【エネ特】                | 50億円 (40億円)       |
|  | ※令和2年度3次補正予算 80億円 |
| ⑥ 浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業【エネ特】                               | 4億円 (5億円)         |

■ 2021年度エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業 (パンフレット)

[https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz\\_local.html](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html)

---

## 2. 国・地方脱炭素実現会議について

---

- 国と地方が協働・共創して2050年までのカーボンニュートラルを実現するため、特に地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる分野を中心に、国民・生活者目線での実現に向けたロードマップ、及び、それを実現するための国と地方による具体的な方策について議論する場として、「国・地方脱炭素実現会議」を開催。
- 令和3年6月9日の第3回において、「地域脱炭素ロードマップ」を取りまとめ。



第3回 国・地方脱炭素実現会議（令和3年6月9日）（出典：首相官邸HP）

## ●菅内閣総理大臣 発言内容

- 本日、地域の先進的な脱炭素の取組を加速するために、地域脱炭素ロードマップを取りまとめた。2030年までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を創出する目標を掲げ、国による支援を集中的に進めていく。
- 具体的には、国から地域への資金支援を複数年度にわたって継続的に可能とすることで、自治体が脱炭素化の取組を計画的に進めやすくする。国や地方の公共施設の太陽光発電の導入など、公共部門が率先して再エネ導入・省エネ対策を進める。加えて、一部の自治体のふるさと納税で、再エネ電気を返礼品として扱う動きがあり、ルールを整備することで、全国で再エネの需要を拡大する。
- 再エネを進めることは、地域の活性化の大きな可能性を秘めており、国と地方が一体となって、地域の資源である再エネを活用した脱炭素化を進め、雇用の創出や国土強靱化にもつなげていく。
- 地域の取組が国全体の大きな脱炭素化につながるよう、改めて国と地方が連携して取組を進めるよう、願います。

## <キーメッセージ>

地域脱炭素は、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献

- ① 一人一人が主体となって、**今ある技術**で取り組める
- ② **再エネなどの地域資源の最大限**に活用することで実現できる
- ③ 地域の経済活性化、**地域課題の解決に貢献**できる

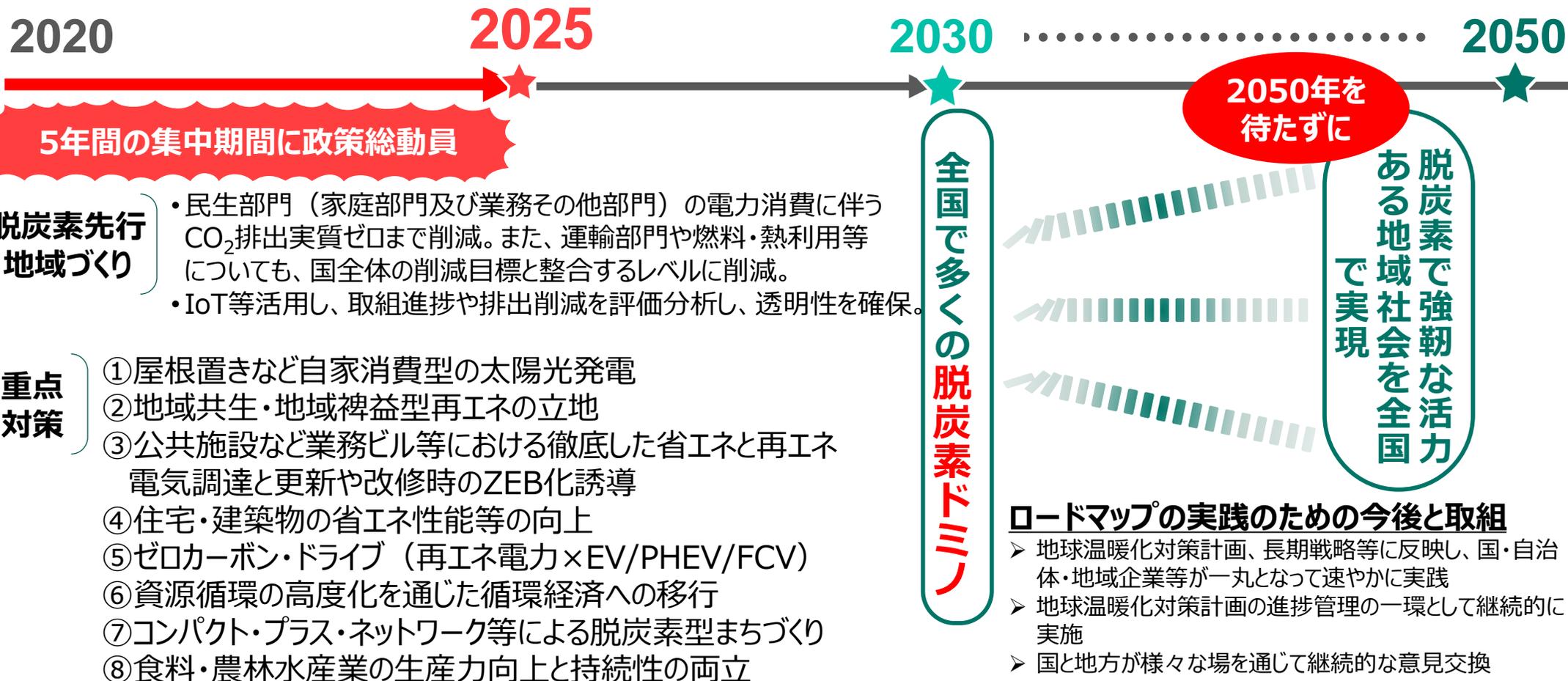
## <ロードマップの目的>

脱炭素に対する大きな課題を乗り越え、地域発の「実行の脱炭素ドミノ」を起こす

国と地方の行政、企業や金融機関、一般市民が一致協力し、対策・施策を総動員して「実行の脱炭素ドミノ」を起こし、2030年以降も全国へと地域脱炭素の取組を広げ、2050年を待たずして多くの地域で、脱炭素を達成し、地域課題を解決した強靱で活力ある次の時代の地域社会へと移行することを目指す。

今後の5年間に政策を総動員し、**人材・技術・情報・資金を積極支援**

- ① 2030年度までに少なくとも**100か所の「脱炭素先行地域」**をつくる
- ② **全国で、重点対策**を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）



★**基盤的施策** ①継続的・包括的支援 ②ライフスタイルイノベーション ③制度改革

# 人材、情報・技術、資金の継続的かつ包括的な支援

今後5年間は集中期間として、脱炭素への移行に繋がる取組を加速化するため、**人材、情報・技術、資金の面から積極的、継続的かつ包括的に支援するスキーム**を構築。地域において、**地方自治体・金融機関・中核企業等が主体的に参画した体制**を構築し、**地方支分部局が水平連携し、機動的に支援を実施**

## 人材派遣・研修

- **エネルギー・金融等の知見経験を持つ人材派遣の強化**(※) ※地域力創造アドバイザー制度、
- 相談対応、出前指導や研修などにより**地域人材の底上げ** 地域活性化起業人等を活用

## 情報・ノウハウ

- REPOSやEADAS、地域経済循環分析ツールなど、**デジタル技術による情報基盤・知見を充実**
- **成功事例・ノウハウの見える化**と地域間共有・ネットワーク形成

## 資金

- 脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体や事業者等を集中的、重点的に支援するため、**資金支援の仕組みを抜本的に見直し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームを構築**
- 民間投資の呼び込みを一層促進するための出資等の金融手段の活用を含め、事業の特性等を踏まえた効果的な形で実施
- ESG地域金融の案件形成や体制構築を支援



### ★国の地方支分部局が縦割りを排して水平連携

- **連携枠組みや支援ツールを組み合わせ**て支援
- **相談窓口体制を地方環境事務所が中心**となって確保



---

## 3. 改正温対法について

---

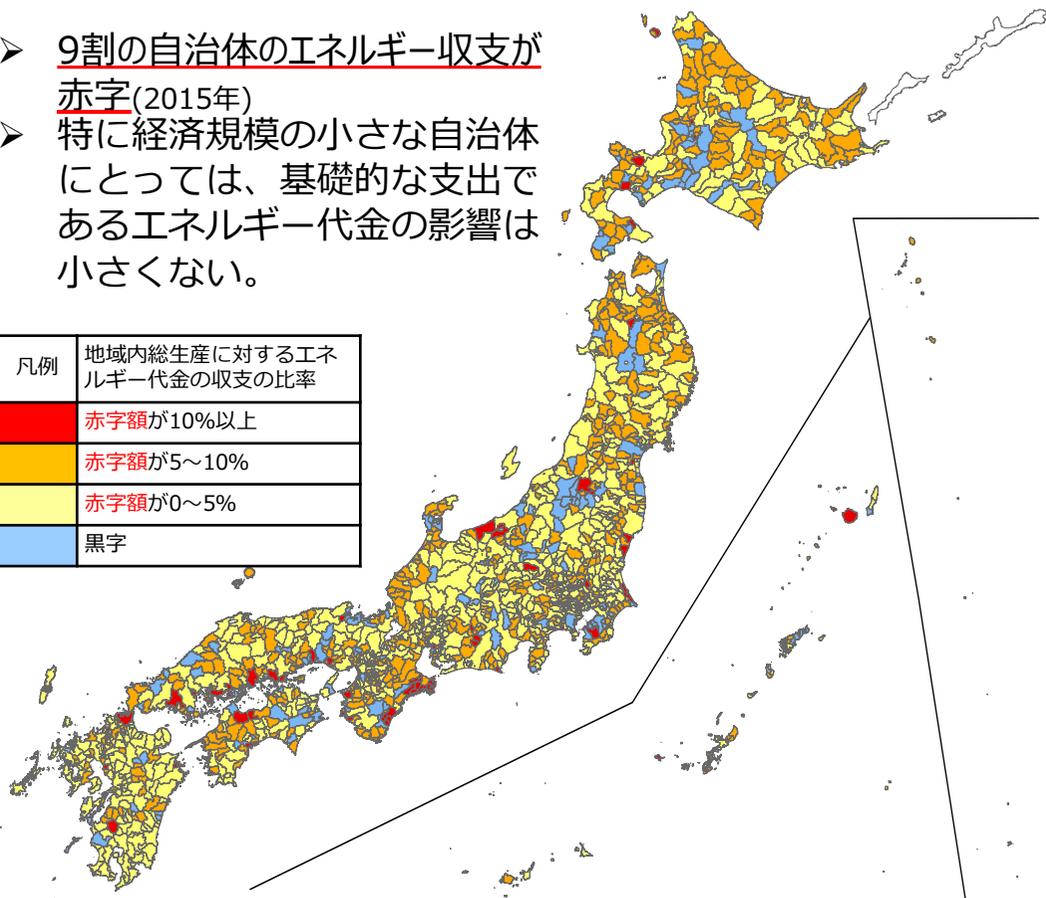
# 改正の背景と新たな仕組みの意義

- ゼロカーボンシティを含めた地方自治体における地域の脱炭素化のためには、**地域資源である再エネ**の活用が必要。その際、**地域経済の活性化や、災害に強い地域づくりなど、地域に裨益する再エネ事業**とすることが重要。一方、再エネ事業に対する**地域トラブル**も見られるなど、地域における**合意形成**が課題。
- これを踏まえ、温対法に基づく**地方公共団体実行計画制度を拡充し、地域の環境保全や地域の課題解決に貢献する再エネ**を活用した「**地域脱炭素化促進事業**」を推進する仕組みを創設。**地域の合意形成を円滑化しつつ、地域の脱炭素化を促進する**。併せて、実行計画で定める再エネの利用促進等の施策について、適切な実施目標の設定を促進する。

## 市町村別のエネルギー収支

- 9割の自治体のエネルギー収支が赤字(2015年)
- 特に経済規模の小さな自治体にとっては、基礎的な支出であるエネルギー代金の影響は小さい。

凡例	地域内総生産に対するエネルギー代金の収支の比率
<span style="color: red;">■</span>	赤字額が10%以上
<span style="color: orange;">■</span>	赤字額が5~10%
<span style="color: yellow;">■</span>	赤字額が0~5%
<span style="color: blue;">■</span>	黒字



## 再エネ導入による地域経済へのメリット

例)

太陽光発電 (5,000kW※) 導入  
※5kW/世帯としたときの1,000世帯分

地域住民・企業に**年間最大約1.8億円**  
程度の経済波及効果※

同じだけの経済波及効果を地域に  
生み出すためには…

空き家対策なら**188人の移住者**※<sup>1</sup>、観光振興なら**18,880人の観光客**※<sup>2</sup>の増加に相当。

- ※1 移住者の増加に伴う世帯支出（食料、公共サービスなど）の増加や建設業、賃貸業への支出増など
- ※2 観光客の増加に伴う消費（宿泊、飲食など）の増加や公共交通の増加など

「令和2年度地域経済循環分析の発展推進委託業務」において、岩手県久慈市において原材料、資本金、雇用を全て地域内で調達するという仮定の下で、地域経済循環分析のデータベースを活用して、最終的に地域に帰着する経済波及効果を試算したもの（現在、委託業務中のため数値変更の可能性があります。）

# (参考) 地域に裨益する再エネ事業の例

## 京都府宮津市

### 地域課題解決

- 耕作放棄地で、イノシシやクマが出没するエリアに、メガソーラーを設置。
- 売電収益の一部は、管理口座の設定により、地域に還元する仕組みを構築

<設置前>



耕作放棄地

<設置後>



出所) オムロンソーシャルソリューションズ株式会社より提供

## 熊本県熊本市

### 防災

- 市の廃棄物発電所の余剰電力を地域新電力を通じて主要な公共施設に供給。
- 再エネによる電力供給のみでなく防災力向上を兼ねる蓄電池等の整備等多角的な取組を実施。



西部環境工場

(写真出所: 熊本市「ようこそ 西部環境工場へ」  
[http://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c\\_id=5&id=731](http://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=731) (閲覧日: 2020/11/24))

## 北海道石狩市

### 地域経済

- デジタル化の進展で電力需要増が見込まれるデータセンターに再エネ等を導入し、日本初となる再エネ100%によるゼロエミッション・データセンターの実現を目指す。
- 電力多消費型産業の産業誘致により、地域経済の発展にも貢献。

ゼロエミッションデータセンター 完成イメージ

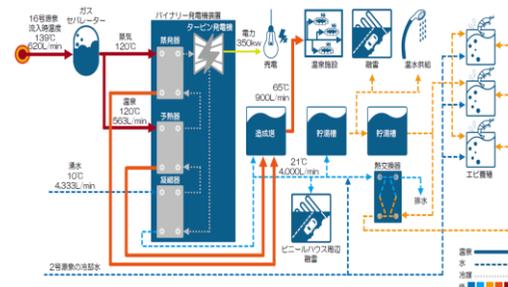


図出所) 環境省「2050年カーボンニュートラルに向けた成長戦略への提案 (2020年11月6日)」  
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/seichosenryakukaigi/dai2/siryou8.pdf> (閲覧日: 2020/11/26)

## 福島県福島市

### 地域経済

- 地元の温泉協同組合が中心になって、新会社を2012年10月に設立。温泉の蒸気と熱水を利用しバイナリー発電装置により電力を生成、FIT売電。
- 発電に利用した後の温泉水を旅館に配給。さらに、発電所で使う媒体を冷却するために使われた大量の水を再利用して融雪やエビの養殖に活用。



図出所) 環境省「温泉熱利用事例集」p.9  
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/111097.pdf>  
 (閲覧日: 2020/11/26)

# 改正の内容 地域の脱炭素化の促進について①（実行計画制度の拡充）

## 1. 都道府県の地方公共団体実行計画制度の拡充

- (1) **都道府県は、実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定める**こととする（第21条第3項）。  
（施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成）
- (2) **都道府県は、実行計画**において、**地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮**し、省令で定めるところにより、市町村が定める**促進区域の設定に関する基準を定める**ことができる（第21条第6項及び第7項）。



## 2. 市町村の地方公共団体実行計画制度の拡充

- (1) **指定都市・中核市・特例市は、実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定める**こととする（第21条第3項）。
- (2) **上記以外の市町村も、(1)の施策及びその実施に関する目標を定めるよう努める**こととする（第21条第4項）。  
（施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成）
- (3) **すべての市町村は、上記の事項を定めている場合において、協議会も活用しつつ、地域脱炭素化促進事業（※1）の促進に関する事項として、促進区域（※2）、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努める**こととする（第21条第5項）。

## 3. 地域脱炭素化促進事業の認定

- (1) **地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、事業計画を作成し、地方公共団体実行計画に適合すること等について市町村の認定を受ける**ことができる（第22条の2）。
- (2) (1)の認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、**関係許可等手続きのワンストップ化（※3）**や、**環境影響評価法**に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続きの省略といった**特例**を受けることができる（第22条の5～第22条の11）。

※ 1 再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）として省令で定めるものの整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境保全及び地域の経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うもの（第2条第6項）。

※ 2 環境保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める区域の設定に関する基準に従い、かつ、都道府県が定めた場合にあっては都道府県の促進区域の設定に関する環境配慮基準に基づき定めることとなる。（第21条第6、7項）

※ 3 自然公園法に基づく国立・国定公園内における開発行為の許可等、温泉法に基づく土地の掘削等の許可、廃棄物処理法に基づく熱回収施設の認定や処分場跡地の形質変更届出、農地法に基づく農地の転用の許可、森林法に基づく民有林等における開発行為の許可、河川法に基づく水利利用のために取水した流水等を利用する発電（従属発電）の登録。

# 改正の内容 地域の脱炭素化の促進について②（制度の全体像）

## 政府による地球温暖化対策計画の策定

地球温暖化対策の推進に関する基本的方向、温室効果ガスの排出削減等に関する目標、施策の実施目標等

- 省令・ガイドラインでのルール整備、+都道府県・市町村への資料提出・説明の要求

## 都道府県・市町村による地方公共団体実行計画の策定

### ○都道府県 = 事業推進の方向付け

- 都道府県全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標
- 市町村が地域脱炭素化促進事業の**促進区域を設定する際の環境配慮の方針**

### ○市町村 = 円滑な合意形成を図り、個別事業を促進

- 市町村全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標
- 地域脱炭素化促進事業の**促進区域及び地域ごとの配慮事項**（環境配慮、地域貢献）

## 事業者による事業計画の申請

## 市町村による事業計画の認定

### 認定事業に対する規制制度の特例措置

- ・ 自然公園法・温泉法・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法のワンストップサービス
- ・ 事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続（配慮書）を省略

## 合意形成プロセス ※2

住民や関係自治体への意見聴取

地域協議会での協議

許可等権者への協議

援助※1  
(計画策定の促進)

※1 国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し**必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努める**（第22条の12）。

※2 住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の**意見聴取**（第21条第10項及び第11項）や、**協議会が組織されているときは当該協議会における協議が必要**（第21条第12項）。協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。

## 地方公共団体の皆様より特に期待されている効果



### 地元関係者との合意形成

- 協議会において地元関係者・許認可権者との合意の一括形成が可能



### 地域環境・地域資源の保全

- 環境に配慮した立地誘導を促進
- 環境配慮要件を事業者に求めることができる。



### 再エネの地域貢献

- 仮に域外資本が関係する再エネ事業でも、地域貢献要件の設定により、事業者に、地元雇用や災害時対応等、地域メリットを求めることが可能

## 他にも、以下のような効果が期待されている。

## その他、事業者から期待される効果



### 都市計画や農業関係部署等とのコミュニケーションツール

- 法律に基づく計画の策定プロセスとして、各部署を巻き込むことができるため、全庁的かつ総合的な再エネ促進策の議論が可能となる。



### 行政の政策方針の明確化

- 法律に基づく計画に明確に促進区域として位置付けることにより、従来の施策も含め、施策の具体的なターゲットが明確化。住民への説明も明瞭に。



### 再エネ需要・適地の集約

- 公共施設や公有地、可能であればその他私有地についても、促進区域として束ねることで、まとまった需要・適地を創出。事業性向上及び再エネの効率的普及が可能に



### 環境アセス手続き一部省略・ワンストップ特例の活用

- 手続きの迅速化
- 関係者が複数またがる場合、従来は個別に調整が必要であったところ、協議会等において一括で手続き可能